

社会福祉法人らっく
評議員の実費弁償費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人らっくの評議員に支給する実費弁償費について支給の基準を定める。

(評議員の報酬等の支給基準)

第2条 評議員が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1に定める実費弁償費を支給する。

2 評議員が評議員会及び理事会に出席する日以外の日において、法人の業務にあたった場合は、別表1に定める実費弁償費を支給することができる。

3 実費弁償費には交通費の実費の弁償費及び日当を含むものとする。ただし、交通費の実費が、別表1に定める実費弁償費の額を超える場合には、当該交通費の実費を実費弁償費として支給する。

(出張旅費)

第3条 評議員が、法人の業務のために出張する場合は、別表2によりその費用を出張費として支給することができる。

2 出張費は原則として、出張終了後に支給する。ただし、必要に応じ、事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(改正)

第4条 本規程の改正は、理事会の承認を経て評議員会で決議しなければならない。

付 則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する

別表1 (1日あたりの実費弁償費の額)

実費弁償費	5,000円
-------	--------

別表2 (出張費)

旅 費	宿泊費	日当	業務遂行に必要な経費
実 費	実費を支給する。 ただし、1泊あたり 15,000円を限度 とする。	10,000円	原則として実費